

2. 初期の「中央銀行」設立構想

(1) 「バンク・オブ・ジャッパン」設立構想

大隈・井上の銀行設立構想

大蔵大輔大隈重信と大蔵少輔井上馨が、当時アメリカに出張中の伊藤博文にあてた明治4年（1871年）1月2日付書簡の中で、一つの銀行設立構想を示していたことは既に述べたが、その構想の要点は次のとおりであった。⁽¹⁾

明治2年5月の布告により新鋳造貨幣と引き換えることになっていた太政官札は、⁽²⁾3年6月の建議に基づき、ドイツに製造を注文中の新紙幣とひとまず引き換えることになったが、この新紙幣は5年後でなければ新鋳造の正貨と交換されないので国民の信用も薄く、価値の低落は必至と思われる。そこで、1両以上の太政官札は年6%の利付国債と引き換えて整理し、同国債は新税をおこして約20年で消却することにする。2分以下の太政官札は50銭以下の小額新紙幣と引き換えても、小口取引用として便利であるから国民の異論は少ないのであろう。

一方、三井のような富商に政府の保護のもとに「バンク・オブ・ジャッパン」を設立させ、1円以上の新紙幣は政府の代わりにこの銀行に発行させることにし、新鋳造の貨幣（真貨）をその引換準備とする。さらに、政府の発行する小額新紙幣の新鋳造貨幣との引換えも同行にゆだねれば、小額新紙幣・新貨幣の流通上良いし、国民の便宜にも資するであろう。また、政府にとっても新紙幣に関して苦慮する必要が少なくなるだけでなく、新紙幣の権威が備わり信用が高まれば、正貨準備を超える新紙幣の発行も可能となるので、「政府モ自ラ融通ヲ得テ可然」と考える。

このような大隈・井上の銀行設立構想は、政府不換紙幣の整理・新鋳貨の発行（新貨条例の制定）による幣制の整備統一・通貨価値安定化への動きと、その実行上の障害に対処する一時的手段としての新紙幣発行の動きといった一連の事実を背景に考えると、その意図はかなり鮮明になってくる。そのねらいは、政府新

2. 初期の「中央銀行」設立構想

紙幣の正貨兌換化を助け、その価値安定を確保することにあり、明治2年5月の布告に見られた政府紙幣の兌換紙幣化という方針の延長線上にあるものといえよう。しかし、この構想のなかで「準備金を超える正金引換紙幣の発行が主として、財政上の見地からとり上げられていること」⁽³⁾、換言すれば、政府の「財政難を救うということに重点がおかれていた」⁽⁴⁾ことは見落とすことができない。国立銀行制度の創設を主張していた伊藤博文が、この構想に反対した主要な論拠の一つはこの点にあった。

伊藤はアメリカから帰国途中の4年4月5日、ニューヨークの中島信行通商正にてた書簡の中で「大蔵省ノ見込」つまり大隈・井上の銀行設立構想は、「全国ノ民力ニ因テ進退スルノ遠謀無之、政府丈ノ会計ヲ計り、人民ノ興廃ニハ関係セサルノ策」である、⁽⁵⁾と述べている(傍点は引用者のもの)。伊藤は、この構想が政府紙幣の価値安定という観点から正貨兌換に固執しすぎており、正貨兌換の銀行券を発行する銀行、すなわち「ゴールド・バンク」(金券銀行)を設立しても、精々のところ同銀行からの政府借り入れの可能性しか念頭においていない、新設すべき銀行に金融機関本来の機能を發揮させ、民力の興隆を促進させることを考慮していない、と批判したと解することができよう。後述のように、大蔵省紙幣寮の雇い外国人であったアラン・シャンド(Alexander Allan Shand)も、「官吏ノ意見ハ重モニ紙幣的ニシテ銀行的ニアラス、其説ニ曰ク紙幣ノ發行並ニ其条款ハ銀行事務ノ重モナルモノナリト、而シテ金銀貸借ノ如キ本旨ノ銀行事務ハ全ク附屬ノ事務ト見做セリ」と論評していた。⁽⁶⁾

しかし政府は、既に述べた4年4月2日付の伊藤あて伊達、大隈等4名連名の書簡に見られるように、「真貨準備ノ会社ヲ設ケ西洲普通ノ『バンクノート』法ニ帰セシメ、往々紙幣真貨ノ別ナク互用之道相立」⁽⁷⁾てることを考えていた。そこでいう真貨準備の会社とは、大隈・井上の「バンク・オブ・ジャッパン」設立構想と同根のものであったことはいうまでもないが、それを具体化しようとしたのが三井組の「正金兌換証券」発行銀行の出願であった。

三井組の「新貨幣銀行願書」

当時豪商と称せられた三井組が、明治4年6月に新貨幣為換方を命ぜられた際、「真成之銀行」を設立するよう「心掛尽力」することを勧奨され、翌7月に早速「新貨幣銀行願書」を大蔵省に提出したことは前に述べたとおりである。

この願書によると、三井一族の共同出資により、「東京府下及各開港場に於て銀行開業仕、追々欧羅巴及米利堅等成熟之良法を斟酌いたし、真成確実之営業仕、聊流通之便利を資け候様仕度志願」した次第であるが、「就ては銀行必要之真貨兌換之証券を製造いたし、便宜發行候様仕度」と述べていた。⁽⁸⁾政府の新紙幣ではなく、独自の兌換証券を製造発行することにしていた点は、上述の「バンク・オブ・ジャッパン」設立構想と異なるが、その根本思想を受け継いでいたことは間違いかろう。上記出願書に添付された証券発行手続によれば、①150万円ないし200万円を限度として20円・10円・5円・1円の兌換証券（紙幣）4種を発行し、発行高に対し75%の正貨準備を保有する、②「英國政府ノ銀行『バンク・オブ・イングランド』發行ノ法ニ倣ヒ、内地一般ノ諸税ノ上納物其外借貸商⁽⁹⁾売共交通候様」にする、ことになっていた。

以上のような三井組の銀行設立の出願は既述のように4年8月に認可されたものの、伊藤の反対により認可を取り消された。しかし政府は、4年5月公布の新貨条例に基づく新貨鑄造のため古金銀を買い集める必要があったのに加えて、同年7月の廃藩置県に際し歳入不足の補填を必要としていた。そこで大蔵省は三井組に対し、改めて大蔵省兌換証券を三井組の名義で発行することを命じた。4年9月28日、大蔵省と三井組との間に上記兌換証券発行に関する契約が成立したが、この契約書によると、兌換証券は新紙幣が行きわたるまでの暫定的なものとし、すべて三井組の名義で発行されるが、「全く大蔵省の都合にして、三井組は唯其名を以て之を担任従事」するにすぎず、したがって発行額の50%と定められた兌換準備金は大蔵省が用意して三井組に渡すことになっていた。また、三井組は兌換証券の製造費を除く発行・兌換費用を負担する代わりに、発行額の20%は自己のために運用することを認められた。大蔵省兌換証券の種類には10円・5円・1円の3種があり、一般に「三井札」と呼ばれたが、発行額は680万円にとど

（10） また、この兌換証券も8年1月の布告により新紙幣と引き換えられることになり不換紙幣化したが、上記のような三井組による「新貨幣銀行」設立をめぐる経緯は政府が「真成之銀行」設立をいかに急いでいたかという実情の一端をうかがわせるものといえよう。

大蔵省兌換証券発行契約成立の翌10月、北海道開拓事業費用調達のため開拓使の発行する開拓使兌換証券を、大蔵省兌換証券の場合とほぼ同様の条件により三井組の名義で発行する契約も締結された。開拓使兌換証券は10円・5円・1円・50銭・20銭・10銭の6種とされ、通用期限は10年、発行限度は250万円と定められ、発行高の3分の1に相当する準備金は大蔵省から三井組に交付された。発行高の20%は三井組の自己運用を認められたが、政府の許可なく貸し付けることは禁止された。（11） いずれにせよ、この場合も政府財政上の理由が先行していたといってよい。なお、開拓使兌換証券も大蔵省兌換証券と同じく後に新紙幣と引き換えられることになった。

三井金券銀行の性格

三井組は「新貨幣銀行」（いわゆる三井金券銀行）の設立認可を取り消された後、三井組銀行の創設に努めた。その努力は明治9年7月1日の三井銀行の開業となって結実したが、それは「国立」銀行に対する「私立」銀行の設立であった。しかし、三井組が当初設立を意図した「新貨幣銀行」は、イギリス流の中央銀行を創立しようとする考え方の具体化であったとする意見が強い。

確かに、この「新貨幣銀行」の発行する兌換証券は、上述のように「英國政府ノ銀行『バンク、オブ、イングランド』発行ノ法ニ倣ヒ」法貨とされていた。また、当時大蔵省が「立会略則」と「会社弁」の颁布を決定し、「普通銀行業務の普及を企てていることと総合して考えてみると、この三井金券銀行はイギリス流の銀行的な中央発券銀行として恒久的構想の下に推進されているものといえ」（12） るかもしれない。

また、三井金券銀行設立構想の基礎をなしたとみられる「ゴールド・バンク」構想は、明治4年2月に大蔵省御用係を命ぜられた吉田清成の提案によるもので

あるというのが定説になっているが、渋沢栄一が次のように回顧していたことは注目される。明治5年に国立銀行条例が制定される前、「伊藤公は亞米利加式を以て日本に行ひたいと云はれたが、丁度其頃吉田清成と云ふ人があつて……夙に英吉利に留学され銀行家としての完全なる修業はしなかつたが、英語も能く出来る英吉利の銀行の事も相応に見聞して帰られたから、亞米利加の国立銀行組織は完全なるものでない、英國の英蘭銀行は所謂中央銀行である、日本でも先づ中央銀行から設立せねばならぬ、そうでなければ必ず金融の不一致を生ずると云ふのが吉田氏の説である」と。⁽¹³⁾

吉田清成は「元治元年〔薩摩〕藩から派遣されて英國に留学し、また米国にも赴き政治経済の学理と実際を習得して明治三年帰朝、明治四年大蔵省に入り大蔵少輔にまでなったという履歴の持主」であった。「明治初年に英米両国の金融の実情の分かっていた人といえばこの人を描いてなく、英蘭銀行を模範とした中央銀行の創立を主張したのも分かるような気がするし、もしこの吉田の意見が通っていたと仮定するならば、日本銀行は明治五年に創立されていたかもしれない」と論じられているのもうなづかれる。さらに、「彼こそはわが国における中央銀行論主張の最初の人と見るべき」であるとする意見もある。⁽¹⁴⁾

しかし、これに対して、「ゴールド・バンク」を主張する論者が正貨兌換の必要性を強調していたことは認めるとしても、「金融政策の中核機関としての中央銀行の必要を主張していたと断言することはできない」との説もある。すなわち、「ゴールド・バンク」の構想が1844年のピール条例によるイングランド銀行の通貨主義に基づく発券制度を強調していることは明らかだが、当時のイングランド銀行の中央銀行機能についてどのように理解していたかは分からぬ。イングランド銀行の中央銀行としての機能は、バジョット（W. Bagehot）以後、つまり1873年（明治6年）以後数十年の期間を費やして次第に備わってきたのであって、明治4年ごろには、発券業務を行い政府のための銀行としての役割を持ってはいたが、本当の意味の中央銀行といえる段階には達していなかった。三井組の「新貨幣銀行」構想も、正金兌換証券の発行と国庫出納事務の受託という特色はあるものの、本来は真成確実な営業を行う銀行という意味であった。したがっ

2. 初期の「中央銀行」設立構想

て、私企業的利益を優先し、他の金融機関と競争的営業を行うことを目的とするのであって、「最後の貸し手」としての公共的責任を第一義的な業務と考えたものではなかった、という主張である。⁽¹⁷⁾

「どのような状態にあるものを中央銀行と呼ぶか。計画的に新設されたものはとにかくとして、歴史の発展に従って生成したものについては、何れの状態に立ち至ったとき、何れのときを以てかく見るか」は難しい問題である。今日の中央銀行の姿を基準に三井組の「新貨幣銀行」構想を評価するならば、上記の反論は成り立つであろう。R. S. セイヤーズ (Sayers) もいうように、「通常、セントラル・パンキングとは、準備通貨の供給、金利の上げ下げ、外国為替の操作のほか、金融機能に深い関係をもつ限りにおいての財政資金操作を含めて、これらの金融行動 (monetary action) 一般を指している」⁽¹⁸⁾のであれば、そのようなセントラル・パンキングの主体としての中央銀行構想を三井組の「新貨幣銀行」に見いだすことはできない。

しかし、このようなセイヤーズ流のセントラル・パンキングの諸機能は当時のイギリンド銀行ですら十分に兼ね備えていたわけではなく、第1次大戦後の再建金本位制度下またはその後の管理通貨制度下において全面的に開花したものであり、したがってかかる諸機能をすべて備えているかどうかを基準にして、近代経済の出発点によく立ったばかりの当時のわが国で新しく設立されようとした金融機関の性格づけを行うことは適当でない。中央銀行成立の歴史的過程を顧みて、「一つの銀行が独占的に或は主として銀行券を発行する権利を享有し、且つ政府の銀行並びに政府の代理人として活動することを主たる理由として、次第に中央銀行としての地位を固めるようになった」ということができるならば、銀行券発行権の集中に初期「中央銀行」成立の基本的指標を求めるることは許されるであろう。そうであるならば、三井組の「新貨幣銀行」、その基礎をなした「ゴールド・バンク」構想の評価も異なってくる。これらを中央銀行構想とは認め難いとした前掲の論者も、「金券銀行論者のいう中央銀行とは、政府の銀行としての機能と、兌換券の集中発行権を認められる組織を考えていたものと推察できる」⁽²¹⁾としているからである。しかし、その意味では次に述べるアラン・シャンドの意見

は中央銀行構想として一層鮮明であった。

- (1) 田中生夫「明治四年の銀行論争」(渡辺佐平教授還暦記念論文集刊行会『金融論研究』法政大学出版局、昭和39年、所収) 230~231ページによる。
- (2) 大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』第13巻、改造社、昭和9年、200~202ページ。
- (3) 前掲「明治四年の銀行論争」231ページ。
- (4) 岡田俊平『明治期通貨論争史研究』千倉書房、昭和50年、152ページ。
- (5) 明治財政史編纂会『明治財政史』第13巻、明治財政史発行所、昭和2年、26ページ。
- (6) 同上、116ページ。
- (7) 同上、25ページ。
- (8) 三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』三井銀行、昭和32年、57ページ。
- (9) 前掲『明治財政史』第12巻、昭和2年、500~501ページ。
- (10) 前掲『三井銀行八十年史』59ページ。
- (11) 同上、59~60ページ。
- (12) 前掲「明治四年の銀行論争」236ページ。
- (13) 渋沢栄一「維新以後ニ於ケル経済界ノ發達」(国家学会編『明治憲政経済史論』国家学会、大正8年、所収) 24ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (14) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、昭和37年、57ページ。
- (15) 高垣寅次郎『明治初期日本金融制度史研究』清明会、昭和47年、354ページ。
- (16) 前掲『明治期通貨論争史研究』232ページ。
- (17) 同上、232~236ページ。
- (18) 前掲『明治初期日本金融制度史研究』346ページ。
- (19) R.S. Sayers, *The Bank of England 1891-1944*, Vol.2, Cambridge University Press, 1976. p. 501. 西川元彦監訳・日本銀行金融史研究会訳、R. S. セイヤーズ『イングランド銀行—1891-1944—』下巻、東洋経済新報社、昭和54年、689ページ。
- (20) M. H. コック著、吉野俊彦訳『中央銀行金融政策論』至誠堂、昭和32年、1ページ。
- (21) 前掲『明治期通貨論争史研究』152ページ。

(2) A. A. シャンドの中央銀行設立論

シャンドの通貨・銀行業務に関する意見書

明治9年（1876年）8月の国立銀行条例の改正に際して、当時、大蔵省紙幣寮付属書記官雇であったイギリス人のアレキサンダー・アラン・シャンド⁽¹⁾は、紙幣頭得能良介の諮問に答えて、「通貨並ニ銀行事務」と題する相当長文の意見書を

提出し、政府の条例改正案を痛烈に批判するとともに、中央銀行創立の必要を強調・詳説した。シャンドは大要以下のように述べている。⁽²⁾

明治維新の大業を始めるに際して、政府は非常の経費の大半を不換紙幣の発行によって賄ったが、このため「重大なる不便利の發出し」たことは数年もたたぬうちに明らかとなった。紙幣は金貨と同価では流通せず、時には激しい価格の動搖を示し、正金は次第に流通界から姿を消していった。その結果、政府も不換紙幣増発の弊害を矯正しようとして、「銀行を以て其改革を行なふに要用なる器具と見做し」国立銀行制度を創設した。しかし、政府が「紙幣発行を以て銀行事務の重なるものとせしことは……全く謬見」であった。紙幣発行と銀行業務とは全然別個のものであることは、グラッドストーン (W. E. Gladstone)、マクレオド (H. D. Macleod)、J. S. ミル (Mill)、ジェボンス (W. S. Jevons)、プライス (R. Price) らがつとに指摘しており、これら大家の説を要約すると、①紙幣の発行は必ずしも銀行業務ではない、②紙幣発行から生ずる利益はその国民に帰属すべきものであり、国民の代理とみなされる政府がその利益を得るのはよいが、国民の一部にすぎない当該発券銀行にその利益を帰属させてはならぬ、ということになる。したがって、国立銀行の紙幣発行は銀行の真正な業務とはいえない。

目を転じて外国の実情を見ると、イギリスでは紙幣の大部分はイングランド銀行が発行しており、フランスでは紙幣発行権を有しているのはフランス銀行のみである。ドイツでも、最近、紙幣発行権をドイツ帝国銀行のみに付与するよう法律改正を行った。これら3国では、数多くの銀行が紙幣を発行していたのを次第に単一の銀行に集中化したわけであるが、1861年に紙幣のみを発行する制度を採用したインドの例を見ると、紙幣発行権を有するのは政府だけで、紙幣発行による利益はすべて政府に帰属することになっている。以上の4か国の実情からいいうと、紙幣発行については、①「地方の発行を廃止すること」、②「政府の管轄を受くる一の銀行へ紙幣発行の権を聚むること」、③「政府は如此銀行より発行する銀行紙幣の利潤を得べきこと」が昨今の大勢である。

ところが、日本の従来の国立銀行条例もその改正案もその内容は上述の諸外国の実例とは正反対で、諸大家の理論に符合しないことは明らかである。「是等の

國に於ては地方の發行を禁ずるを目的とせるに、日本國に於ては却て之を發行するを目的とす。是等の國に於ては紙幣發行の權を一の銀行へ歸するを目的とせるに、日本に於ては却て此權を夥多の銀行へ歸するを目的とす。是等の國に於ては紙幣を發行するより生ずる利潤を其國の為めに得べきを目的とするに、日本國に於ては却て此利潤を銀行へ賦与」している。

加えて、旧国立銀行条例では政府紙幣を兌換銀行紙幣に代えることを目的としていたが、改正国立銀行条例ではこの目的を放棄し、不換銀行紙幣を發行させようとしている。このため、従来の政府紙幣の過剰發行という弊害のほかに、銀行紙幣の過剰發行という弊害も引き起こすおそれが出てきた。「目下日本の通用紙幣は其数多きに過ぎ其価値隨て下落した」ことは政府もよく承知しているにもかかわらず、そのうえさらに「其結果は必ず通貨を過分にし其下落を増すべきものを施行する」というのは實に驚くべきことである。紙幣發行の増大を図ろうとしたのは「工業を勧誘し物産を増殖すべし」とする考え方から出たものであろうが、そもそも通貨というものはその發行高を増加すればその価格は下落することを銘記すべきである。銀行が貸出をふやし、紙幣發行高が増大している間は、「物価は騰昂し產出は増加するを以て一時繁栄の外貌を現出す」るが、投機的な需要増によって產出の増加がしばらく続いても、これに対応して消費がいくらでも増えるわけではないので、やがて銀行が貸出をやめれば諸物価の騰貴もたちまち止まり、結局は「商売不景気の一時限を来たす」ことになる。「不換紙幣の發行は国民一般の大害」と言わざるをえない。

旧国立銀行条例は制定後3年の経験をへたが、「其企てたる見込通りに銀行にては其紙幣を流通せしむること能はざるを知り、正金を以てせずして政府の紙幣を以て交換するの方法に条例を改正せんことを連署懇願」した。この請願が「當に嘉納せられたるのみならず、若し盛んに行はるるに至らば、此邦に最も惨憺なる弊害を貽すの形象となりたること、余が忌憚を憚からずして敢言するところ」である。

ヨーロッパ主要国の中銀

以上のシャンドの意見書は、彼が永年の検討・考究の結果、わが国に「銀行ヲ設置スルニ最好ナルヘシト定メタル意見」を開陳したものであったが、「銀行券の分散発行制度に反対し、集中発行制度へ移るべきことを勧告」していたことは明らかであり、「中央銀行を設立すべきことの必要性がすでにこの時点において⁽³⁾教示されていたことを認めねばならない」とされている。⁽⁴⁾発券制度のあるべき姿を示す場合の実例として、シャンドがイングランド銀行、フランス銀行、ドイツ帝国銀行を挙げていたことからもその点は裏付けることができよう。

よく知られているようにイングランド銀行は、財政難に悩む政府に対し多額の貸付けをなすことを条件として勅許を得、1694年に設立された。創業時に銀行券発行権を与えられたものの発行権を独占したわけではなく、その後長い間その集中化は徐々にしか進まなかった。しかし、1844年のいわゆるピール条例（Bank Charter Act of 1844）の制定により、既設地方銀行の発券機能は規制され、銀行券の発行権は次第にイングランド銀行に集中することになった。こうして、ピール条例はイングランド銀行に対し中央発券銀行たる基礎を与えたが、1847年、57年、66年と相次ぐ恐慌をへるに従い、同行は「最後の貸し手」としての役割を強く意識し始めていた。セイヤーズも記しているように、「商業的利害を越えた独特の公共的責任を持つという点でほかの銀行と区別される」という程度の意味でならば、「イングランド銀行は1890年にはすでに中央銀行になっていた」のである。シャンドが意見を開陳したころはまだその形成過程にあったとはいえ、セイヤーズの上記の意味での中央銀行の片りんをうかがわせていたであろう。

なお、「安価な政府の要望の下に一九世紀中葉には国庫との関係は比重を低下⁽⁶⁾してきた」が、イングランド銀行は国庫・国債事務を無報酬または低率の手数料で取り扱ったほか、国庫の季節的資金不足への金融や国債の発行・償還政策への掛かり合いなどの面で政府は同行の重要な顧客であったといわれており、その意味で政府との関係は密接であったことは否定できない。

一方、フランス銀行は、豊富な資本金を有し、金融の調節、産業・商業資金の供給に従事する一大金融機関を創設しようという意図を擁した政府の支援のも

と、1800年1月に設立され、1803年の法律によって銀行券発行権を与えられた。同時に、パリにあった二、三の発券銀行の銀行券発行機能が停止させられ、他地方においても特に政府の許可がなければ銀行券を発行できることとされ、銀行券発行権の集中化が図られた。その後、発券機能集中化の動きは一時とんざしたが、1848年4月の命令により地方発券銀行9行がフランス銀行に合併されたので、事実上銀行券発行機能はフランス銀行が独占することになり、翌49年には、1億5000万フランの対政府貸付の代償として同行は唯一の発券銀行たる地位を確保するに至った。

ちなみに、フランス銀行の業務に対する政府の監督権限に関する規定はなく、その運営は同行の自主性にゆだねられていた。しかし、フランス銀行の総裁・副総裁は政府任命によることになっていた。再三にわたる多額の対政府貸付から見て、政府との関係はかなり密接であったと思われる。

他方、ドイツについてみると、1871年にドイツ帝国が成立するや、帝国内の銀行券を統一し、その流通を順便ならしめるとともに、折から増大し始めた産業資金の供給を円滑にするため、中央銀行を含む金融組織の整備が緊急の課題となつた。このような情勢のなかで、1875年5月、銀行券発行権を有していたプロイセン銀行（1846年創立）を改組してドイツ帝国銀行が設立された。その設立経緯からも推測できるように、ドイツ帝国銀行に対する政府の権限は著しく大きかった。同行の監督権限を与えられた管理委員会は、ドイツ帝国首相、皇帝の任命する委員各1名、連邦議会の指名する委員3名、計5名から成り、また帝国首相とともに同行の運営に当たる重役会の構成員6名は、連邦議会の指名に基づき皇帝が任命することになっていた。さらに、同行の役職員は帝国公務員としての権利義務を持つとされ、その公共的性格は極めて濃厚なものとして発足した。

業務面についてみれば、ドイツ帝国銀行は国庫事務を無報酬で取り扱うほか各州の金庫事務も取り扱うものとされ、また他の発券銀行に比べて格段に大きな保証発行限度を認められた。もっとも、法制上帝国内における独占的な銀行券発行権を与えられたわけではなかったが、ドイツ帝国銀行の創立と同時に、同行以外の発券銀行32行のうち15行が銀行券発行権を放棄し、帝国銀行も発券機能の集中

化を推し進めたので、実質的には銀行券発行権を独占するに至った。

上述のようなヨーロッパの中央銀行、とくに大陸における中央銀行の成立、発展過程から見ると、銀行券発行権の集中は中央銀行の重要な特質を形成していたといってよいであろう。シャンドがわが国における発券制度の在り方として銀行券の集中発行制度を勧告し、イギリス・フランス・ドイツの中央銀行をその参考例として挙げたことからいえば、シャンドの目指したものは、時代的な限界があったことは否めないものの、中央銀行そのものの設立であったといってよいと考えられる。ただし、国立銀行条例改正問題——分散発券制度下における正貨兌換から紙幣兌換への移行の是非——を論じたこの意見書では、その設立の必要を説いた「中央銀行」に、発券機能以外にいかなる機能を期待していたかは明瞭でない。

得能紙幣頭の反論

「今日ニ当テ最モ務ムヘキハ真正ノ条理ニ基キ、内外人民ノ信用ヲ占取シ得ヘキ方法ヲ講究スル」ことであるにもかかわらず、「政府ノ此回ノ処置ハ政府タルヘキモノ面目品位ニ直打シタルノ処置ニアラサルナリ」とする上記シャンドの意見書も、紙幣頭得能良介によれば、「専ラ条例ノ表面ニノミ着目シテ、而シテ其由來ヲ了解セサル者ニ似タリ」として退けられてしまった。⁽⁷⁾

得能は次のように反論した。国立銀行条例の改正は不換紙幣の増発をもたらすおそれがあり、兌換制度を確立しなければならないというシャンドの意見は適切なものと考えるが、「紙幣の交換支消及び銀行営業の事と金銀流通の道を開く等の三件は自から其性質に従て区別順序」がある。旧条例が金貨兌換の発券を営む銀行を創設しようとしたことは、「其美挙たるや固より論を俟たざる」ところであるが、銀価低落に伴う金貨流出のため「民間金銀貸借の道漸く梗渋し、隨て金貨流通の宜しきを失するに至」った。こうしたことから考えると、「今日の勤を要する所のものは、専ら民間の金銀流通の道を開き、茲に其貸借の便を与へ物産の繁殖を計る」ことである。現在の政府紙幣については、国債寮において準備金を蓄積しその消却の方法を設けている一方、造幣寮において鑄造した正貨も7000

万円余に上っているので、国立銀行券の発行総額を定め、その消却方法を設けるならば、後日、正貨兌換の発券銀行を創立しようとする場合大きな支障は生じないと考える。

もう一つ考慮すべきことは、現在その支出規模が政府歳入の3分の1に相当するほど多額に上っている華士族の家禄の整理との関連である。今回政府は、この家禄支給制を廃止して金禄公債に転換し、5年間据置き後30年間にわたって漸次消却することにしたが、金禄公債の運用活用の道を開いておかないとその価格低落は免れず、その困難は専ら華士族に帰することになる。国立銀行条例を改正し、金禄公債で銀行を設立できる道を開いたのは、一つには、このようなやむをえない事情があったからである。また、金禄公債の交付額は1億円程度にすぎず、仮に国立銀行が乱設されたとしてもこの交付額が限度となるし、銀行設立の諾否については政府が権限を有しているので、制限を付することも難しいことではない。さらに、金禄公債は漸次消却されることになっており、35年後には皆無となるので「不定度の銀行」ということはできない、と。

以上の得能の反論は、国立銀行条例の改正に際し、通貨価値の安定よりも、華士族の救済と殖産興業のための金融疎通を優先させた当時の政府の考え方と軌を一にしていたことはいうまでもあるまい。ヨーロッパ主要国の中銀の歴史と著名な経済学者・金融学者の学説に依拠したシャンドの意見も、そのような状況のもとでは採用されるはずがなかった。しかし、銀行券発行権の集中と兌換制度の確立を目指すシャンドの中央銀行論が、政府の内部になんの痕跡も残さずむなしく雲散霧消してしまったとは思われない。明治10年代前半における中央銀行設立をめぐる論議に、なんらかの形で生かされたのではなかろうか。

- (1) A. A. シャンドについては土屋喬雄『シャンドー―わが國銀行史上の教師―』東洋経済新報社、昭和41年を参照。
- (2) 前掲『明治財政史』第13巻、114~141ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (3) 同上、114ページ。
- (4) 前掲『明治期通貨論争史研究』155ページ。
- (5) 前掲『イギリス銀行―1891-1944―』上巻、昭和54年、1ページ。

2. 初期の「中央銀行」設立構想

- (6) 玉野井昌夫「資本主義の確立と銀行制度の成立」(大島清・斎藤晴造・加藤俊彦・玉野井昌夫『金融論』東京大学出版会、昭和35年、所収) 89ページ。
- (7) 前掲『明治財政史』第13巻、141ページ。
- (8) 同上、141ページ。
- (9) 同上、142~145ページ。

(3) ウィズニエブスキーパの「日本帝国銀行設立願書」

明治11年（1878年）6月27日、イタリア人ウィズニエブスキーパ（Prince Wizniewski⁽¹⁾）はわが国政府に対し「日本帝国銀行設立願書」を提出した。大蔵省翻訳課藤井善言訳の同願書は、日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第4巻に収録されている。出願者のウィズニエブスキーパがどのような人物であったのかは定かでないが、この願書は「日本帝国銀行」の名称を付した中央銀行設立の許可を求めたものであった。その要旨は以下のとおりである。⁽²⁾

ヨーロッパでもアメリカでも、銀行はおおむね商業恐慌の際に危機にひんすることは知られているが、基礎強固な銀行のみは正貨準備を失わず、かつ戦時あるいは財政上の困難に際して政府をよく補助することができる。したがって、イギリスは1844年の法律（ピール条例）によりイングランド銀行を唯一の中央銀行とした。フランスは1848年に州立銀行をフランス銀行に合併して発券銀行の統一を図った。ドイツも多数銀行の乱立にかんがみ帝国銀行設立の緊要性を認めた。イタリアでも、毎度の商業恐慌を救うには強固な中央銀行による以外に良法はないと考え中央銀行を創立したが、アメリカも大危急を経験した後中央銀行の緊要なことを知った。

このような先進諸国における中央銀行設立の例を考えると、日本でも、行政上中央集権的体制を完全にするためには、強固な中央銀行を設立して「財政ノ一致」を図るべきである。そこで、下記の「規制ト条約ヲ以テ日本帝国銀行ノ名称ヲ附シ所謂中央銀行ナルモノヲ創立スル允可ノ公書ヲ請求ス」る。

(1) 準備正貨の4倍まで銀行券を発行する特権を有する。日本在来の諸銀行は従

来どおり銀行券を発行できることにするが、その銀行券には日本帝国銀行の証印を押す。

- (甲) 日本帝国銀行の発行する銀行券は法貨として取り扱われる。
- (乙) 資本金は80万ポンドとし、1株の額面は20ポンドとする。
- (丙) 預金、手形割引、商品寄託証書または商品引当証書の割引、金銀の売買、保護預かりなどの業務を行う。
- (丁) 公債の引受けを行う。
- (戊) 東京・ロンドン・パリの3か所に本店を置き、日本政府の財政上必要の地および商業上必要の地に支店を設ける。
- (己) 日本帝国銀行設立の「允可」は99か年有効とする。

この「日本帝国銀行設立願書」は、「イタリアの特命全権公使コント爵ユリツス・バルボラニーによる大限卿あての……推薦状がつけられ」、明治11年11月24日に「内容の一部を訂正のうえ再び提出された」といわれているが、その後の経過から見てわが国政府の認可をとれなかったものと考えられる。⁽³⁾

ウイズニエブスキー公が設立を出願した「日本帝国銀行」が「中央銀行」の名に値するかどうかは、上記の説明だけでは判断し難いかもしれない。しかし、正貨兌換（準備率25%）の銀行券発行を意図していた点は、イギランド銀行を範とした「ゴールド・バンク」構想にそっていた。また、イギリス・フランス・ドイツ・イタリアでは銀行券の発行を单一の銀行に集中する傾向があり、発券機能を集中化した銀行を「中央銀行」と呼んでいることを指摘したうえ、わが国でもそのような先進国の例にならうべきであると主張していた点は、前述のアラン・シャンドの場合と共通している。「日本帝国銀行」の設立が銀行券発行機能の集中化を目指していたことは否定できないようと思われる。シャンドの意見がわが国への中央銀行制度の導入を具体的に主張したものであるとすれば、ウイズニエブスキー公のそれも同じ範疇に属すると言えるのではなかろうか。

また、ウイズニエブスキー公の出願が明治11年6月に行われたという点も看過できない。その前年の西南戦争を契機とする政府紙幣・国立銀行券増発に伴う弊害がようやくあらわとなり、通貨価値の安定が次第に緊急の課題となりつつあっ

たからである。「日本帝国銀行」設立の出願から2か月後の11年8月29日、大蔵省が「内外国債償還紙幣支消概算」書を作成し、極めて緩慢・漸進的ながら紙幣消却を進める計画を建議したのは、その一つの現われといえようが、紙幣消却の方策から進んで中央銀行の設立へと議論が凝集していったことは後に述べるとおりである。「日本帝国銀行」の設立案は政府紙幣の整理と直接結び付く形では提起されなかったが、国立銀行の発券機能を集中化し兌換制度を確立するということは、少なくとも国立銀行券増發の弊害を防ぐという意図があったことを示していたといえよう。また、多額の資本を擁する大銀行が出現すれば、政府紙幣の消却も具体化されたであろう。

この「日本帝国銀行」設立構想は、外国人に銀行設立権を付与し、また東京のほか外国の首都を本店所在地と定めるなどの点で、実際にわが国の中銀として具体化する可能性はなかったと思われるが、上述のような意味でこの構想も、「日本銀行」の創立へと進む思想的なうねりのなかで、全く無視することはできない一つの動きであったといえよう。

- (1) 前掲『明治期通貨論争史研究』159ページによる。
- (2) 「大隈重信関係文書」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第4巻、大蔵省印刷局、昭和33年、所収) 747~749ページ。
- (3) 前掲『明治期通貨論争史研究』159ページ。

(4) 田口卯吉の中央銀行設立論

「国策第二」

明治時代の著名な経済学者と称せられている田口卯吉は、その年譜によれば、明治7年(1874年)5月に大蔵省紙幣寮に採用され、9年には大蔵省において特に銀行関係の事務に当たり、10年1月に同省御用係に所属した後、翌11年10月末に官を辞している。まだ大蔵省に在職中の9年11月22日発行「横浜毎日新聞」第1795号に「国策第一」という論文を発表したのに続いて、田口は同年12月2日発行の同紙第1806号に「国策第二」と題する論文を掲げ、「官金取扱銀行」設立の

必要性を主張した。

「国策第二」によれば⁽¹⁾、田口は「日本商業の隆盛を誘導し、内部の健康を強壮にして以て外部の利益を籠取せしむるの策は、我今日日本の幣制を改良するより先なるはなし。今日の幣制は實に能く金融を便にして価格を確一にし、交通を便にするものに非らざるなり」と考えていた。それが国立銀行条例の改正とその行く末とを十分に踏まえたものであったのかどうか明らかでないが、彼は経済の発展に必要な資本の不足を解決するため幣制を改革し、外資の流入を図るには、不換紙幣の整理と国の信用回復が必要であり、そのためには「一種異制の銀行を創立す」べきであると主張した。それは「政府一切の官金を附託すべき銀行を設立し、政府をして実金を扱はしめざる」ことであるとし、その意見を次のように展開した。

わが国の政府は準備金を除き1000万円から2000万円の貨幣を保有していると聞くが、政府の金庫にそれだけの貨幣が蓄積されているとすれば流通貨幣の不足を生ずるのは当然である。もしこの官金を銀行に付託し、政府は小切手によりその収入・支出を処理するならば、「幾千万円の取引を銀行簿中に受授し、貨幣を節して要用の工業に適用」することができる。もっとも、このような巨額の官金を取り扱うべき銀行は基礎が堅実で、十分な資金力と有能な人材を擁していなければならぬが、第一国立銀行を活用すればよいと考える。同行に命じてさらに1000万円の増資を行わせ、その資金で不換紙幣を消却し、その代わりに同行に対し同額の債務を負うことにして、それに対し年7~8%の利息を付ければよいだろう。華士族から見れば公債禄券を所持するのも、第一国立銀行の株主となるのも大差ないので、華士族を勧誘して同行の株主にすれば1000万円の増資も容易と思われる。

このようにして官金取扱銀行を設けるならば、第一国立銀行は巨額の官金を預託されて大利を得るだろう。政府は実貨授受の面倒を省けるうえ、不換紙幣1000万円を消却できるし、通貨の欠乏も是正することができる。また、堅実巨大な銀行ができれば、鉄道を興し鉱山を経営する資金の調達も容易となるし、外国資本も流入してくるであろう。したがって、政府も国民もその恩恵を享受できるだけ

でなく、幣制を整理し國の信用を厚くすることもできる、と。

「官金銀行を設立すべし」

上述の「官金取扱銀行」設立論を一層具体化したものが、明治12年4月に執筆された田口卯吉の論文「官金銀行を設立すべし」⁽²⁾である。重複するところもあるが、この論文で展開された田口の意見は以下のように要約できる。

貨幣は経済界を転々流通するものであるから、本来貨幣自体に官民の別はないにもかかわらず「従来財政の法、常に官金私金の別を重んじ、敢て一方の余剰を以て他方の欠乏を補はしめざる」ものがある。明治9年中の大蔵省の保有する貨幣高は最高1739万円（7月）、最低789万円（1月）、平均すればおおよそ1200万円とかなりの金額に達している。「貨幣の欠乏なるもの、實に之に源因す」る。したがって政府は一大銀行を設立してこれに官金一切の出納を託し、その余剰金で民間の需要をみたすべきである。このような官金銀行創立の方法を箇条書きすれば次のようになる。

- (イ) 政府は東京に創立する一銀行に政府紙幣1000万円を消却させる。
- (ロ) 上記銀行は政府紙幣消却のため株式を募集することができる。
- (ハ) 政府は上記銀行の消却した政府紙幣1000万円に対し年6%の利子を支払うとともに、官金一切の出納を預託し、官用に差し支えない限りこれを使用させることにする。したがって官金取扱い手数料は支払わない。
- (ヘ) 上記銀行は各地の「税金預所」と代理約定を締結し、政府に対してはその保証者となる。
- (ホ) 政府は毎月もしくは毎週、定期的に上記銀行にその業況を新聞広告させる。

この方法によれば、政府はほとんど現金を取り扱う必要がなくなり、官吏の整理が可能となるだけでなく、1000万円の政府紙幣を消却することができる。もっとも、この紙幣消却高に対し毎年60万円の利子支払いを要するが、官吏の整理に伴う支出の節減によって十分に償い得るので、政府の受ける利益は少なくない。官金銀行自体の利益は改めて説くまでもないが、一般銀行も官金銀行からの資金が流入する道が開け利益を受けることは、イギリスにおけるイングランド銀行と

株式組織の民間銀行との関係から見て明らかである。また、「税金預所」はその収納した税金を官金銀行に送付する代わりに、「為替借」として一時農民に対する融通に充て、米穀の出回り期に販売代金で為替借を決済することにすれば、地方取引の繁閑に応じて流通通貨を伸縮させることができるので、農民が貨幣の欠乏に悩むことはなくなる。さらに、巨大銀行の創設によってわが国の信用が高まれば低利の外国資本流入の道も開けるだろう。このように「官金銀行を設立し官金一切の出納を預托するときは、今日の諸弊を洗除するを得るのみならず、実に国家重大の利益ありと信ず」る、と。

上述の2論文「国策第二」と「官金銀行を設立すべし」では、田口卯吉は「中央銀行」という言葉を用いていない。政府不換紙幣の一部消却と国庫金の取扱いに任ずる大銀行を創立しようという意図と、他の一般銀行との掛け合いについてイギリンド銀行を一つの手本として想定していたことはうかがえるが、この2論文に限れば、銀行券発行権の集中に関して田口はどう考えていたかは明らかでない。しかし、明治15年（1882年）6月に執筆した論文「中央銀行を論ず」において田口は、「中央銀行を創立するは今日の急務なり、……余の此举を冀望すること久し、嘗て明治十二年の始め、一たび之を論じ、……以て江湖に質せり」⁽³⁾と記しているところを見ると、上述の2論文は「中央銀行」の設立を念頭においたものであったといえよう。そうであるならば、田口はシャンドとほぼ同じころに一種の中央銀行設立論を展開していたといえないことはない。⁽⁴⁾

「中央銀行を論ず」

田口卯吉の「中央銀行を論ず」は、後に詳しく述べるように「日本銀行条例」が制定されようとしていたころに書かれたものであるが、この論文に示された田口の中央銀行設立論を要約すれば次のようになる。⁽⁵⁾

わが国に中央銀行を設ける目的は何か。「余の見る所を以てすれば、中央銀行の設立は、全く財政を序理し紙幣を償却し、漸次兌換紙幣の制を立つるを以て、目的とせざるべからざるなり。彼の金利を平均し、商業を振作するが如きは、全く之に継きて發する所の利益にして、政府の之を創立するの目的は専ら之れに存

せざること明か」である。イングランド銀行は、イギリス政府が1688年の革命（名誉革命）後国庫の欠乏に苦しみ、民間の資本家を募って紙幣発行の特権を与え、一時の急を救おうとして設立された。1775～83年の独立戦争後、アメリカ政府の財務長官アレキサンダー・ハミルトン（Alexander Hamilton）が合衆国銀行を創立したのも財政の急を救うためであった。1800年にフランス銀行が創立されたのも、フランス政府の財政立直しを目的としたものであった。「財政を序理し公債を処分するを要せざれば、何ぞ中央銀行を立つるの必要あらんや。」

明治14年来の甚だしい金融の繁閑・金利の変動にかんがみ、「中央銀行を立てて以て利息の平準を計らざるべからず」とする説がある。中央銀行を設立して一切の官金を取り扱わせれば、若干は金融の変動を是正する効果があると思われるが、本年の変動は租税徵収期間の短縮化によるものである。金利の変動を平準化することを中央銀行設立の目的と見ることはできない。また、欧米諸国に比べるとわが国の金利は高いため、物産振わず輸入超過となると主張し、金利水準引下げのため中央銀行を設立すべしと唱える者もある。しかし、欧米諸国の金利が低いのは「中央銀行の力にあらずして、其国資本と労力との関係より発する」のである。中央銀行を設立したからといってこの「自然の大法」を曲げることはできない。

このように金融・商業面からいえば、わが国に中央銀行を設立すべき十分な根拠は見いだせない。しかし、財政の状況からいえば速やかに中央銀行を設けなければならない理由がある。紙幣の相場は150～160円の間を上下し、商品価格は大幅に変動しているが、いまだにそれを是正できないでいる。兌換紙幣の制を立て、民間取引の繁閑に応じて流通貨幣を伸縮させる方法を定めようとしても、まだ実行することができない。官金はすべて出納局が管掌しており、民間金融が逼迫してもこれを救うことができず、金融の大幅な変動を緩和できないでいる。これらはいずれも現在のわが国財政に付きまとう弊害であって、「之を防ぐの方法は、偏に中央銀行を創立するに存する事なれば、我政府の目的は専ら此点に存せざるべから」ず。「中央銀行を創立する所以のものは、兌換紙幣の制を立つると、一切の官金出納を托するとの二点に存するや明か」である。

それでは、どのようにして中央銀行を創立するか。わが国の現状から考えるとその方法には次の三つがある。第1は、「現時専ら官金の出納を担当せる三井、第一の二銀行を合併するが、但しは其一部を他に合併して以て、之れをして新たに株金一千万円以上を募集せしめ、政府紙幣一千万円を償却せしめて以て一切の官金を預託する」方法である。第2は、「現時我国銀行の最も巨大なるものなる十五銀行を以て、直ちに中央銀行となし、其内部を改良して以て官金を預託する」方法である。第3は、「政府自ら官金を出し、新たに一銀行を創立して以て官金を預託する」方法である。

この三つの方法のうち、どれが利点が最も多く、どれが弊害が最も多いかは、中央銀行創立の目的——兌換紙幣制の確立と官金出納の預託——に照らしてみれば明らかになる。兌換紙幣の制を立てるには紙幣を消却しなければならないが、そのためには財政收支を黒字にするか、貨幣を借り入れるか、それ以外に方法はない。一方、一国の公金一切の出納をゆだねるには、いまだ営業に熟していない銀行、あるいは公債や政府に対する貸付金を有していない銀行では甚だ危険である。また、政府が自ら中央銀行を創立できるほどの資金を擁しているのであれば、紙幣消却に充てるべきである。紙幣を消却せず、官金を出して中央銀行を創立するというのは、新たな紙幣を増発するのと同じことになる。それだけではない。官金を資本として創立する銀行に官金を預託すると、抵当にすべきものがないので、営業に失敗した場合取り戻すことができない。これらのことから見れば第3の方法は「下策」と言わざるをえない。

十五国立銀行を中央銀行とする方法は、官金で中央銀行を創立するよりもはるかに勝っている。十五国立銀行の資本金は1782万円余に上り、その株主は皆華族で、同行株式のほかになお多くの資産を保有していることはよく知られている。また、その資本金の大部分は公債であり、その公債を抵当として発行した銀行紙幣は皆政府に貸し付けられている。政府の官金一切を預託しても危険なことはない。

しかし、問題が二つある。一つは、「官金を預託するときは、民間の金融上に大変動を発すること疑ふべからざるに付き、之を防ぐの方法を要すること」である。もう一つは、「中央銀行の株主殊に取締役等は商業上の事件に熟達せること

を要すること」である。第1の問題点について述べれば、巨額の官金（明治9年の平均では1340万円）が銀行の庫中に入り、常に民間の融通を助けることになれば金利の低下は免れず、金利が低下すれば「卸売問屋は必ず従前より多量の商品を仕込」み、「製造主は必ず、従前より多量の貨物を製造す」ことになる。しかし、それは実需の増大に基づいたものではないので、卸売問屋は仕入れた商品を売ることができず、製造業者もその製品を販売することができなくなり、銀行は貸付金を回収できず、将棋倒しに恐慌を引き起こす場合が多い。「利息相場の俄に下落するは、實に此の如きの大害を存するものなれば」、「官金を中央銀行に預託するに就きては、先づ公債を募集して以て金利の俄に下落するを防ぐの必要」がある。

次に、第2の問題点——商業上の業務につき熟達していなければならぬ点——についていえば、そもそも中央銀行の業務には紙幣発行・為替・預金・貸付金の4種があるが、そのうち紙幣発行はいま直ちに実行できるものではない。兌換制度は中央銀行を基盤にして実施すべきであるけれども、その実施に当たってはなお改良すべき点が多い。為替は中央銀行の主要業務ではなく、専ら努めるべき業務は預金と貸付金であるが、この2業務は「外見に於ては簡単なるが如しと雖も、銀行事務の至難なる所以は専ら此に存する」のであって、「未だ此の如き重任に堪ゆるの人物、我国に存在せりとは信ずる能はざる」ところである。したがって、中央銀行は「其専務たる預金貸付金の二業に於ても、成るべく事の成し易きものを取らざるべきからず。」

事の成しやすきとは、政府に貸し付け、民間より預金を受け入れることである。政府から預金を受け、民間に貸し付けることではない。なぜならば、対政府貸付金は安全だからである。政府は中央銀行に預金するほどの資金があるならば、直ちに紙幣を消却すべきであるからである。「政府が中央銀行を創立する所以のものは、官金を預託すと云ふと雖も、其實民間の貨幣を引きて以て政府の財政を整理するを本主務とせざるべきからず。」この点はイギリンド銀行およびフランス銀行の実績を見ても明らかである。「故に我国の中央銀行をして失敗なからしめんと欲せば、官金を以て人民の営業を奨励すと云ふが如き浅薄なる思考を

全く絶念し、民間の余金を集めて財政を整理し、且つ国家万一の事あるに当りて、政府が資金を得るの媒介者をつくるを目的とせざるべからず。」

それでは、十五国立銀行を直ちに中央銀行にすればよいであろうか。同行の株主は十分な資産を所有しているが、「能く商業上無限の資本を此銀行に集むるの点に於いては、甚だ関係の薄きものあり」といわざるをえない。十五国立銀行が「能く商業に密接し、諸銀行の余剰資本を始め大会社の預金をも引受け、所謂銀行の銀行と称せらるるに至るには、尚ほ歳月の久しきを要する」と考えられる。この点からすれば、「既に十分に商業に密接し、且つ其事務に熟練せる第一、三井の両銀行を根本とし、更に一千万円の株金を増募せしめ、之を以て紙幣を償却せしめ、之に相当の利を附し且つ之を抵当として一切の官金を預託するを以て、第一の良策と思惟せざるを得ず。」もっとも、この方法にも全く問題がないわけではないが、以上のように考えれば、十五国立銀行を中央銀行とする第2の方法は「中策」であり、第一・三井両銀行を基本とする第1の方法は「上策」であるといえよう。

大内兵衛の論評

田口の理想とした中央銀行の姿は、今日われわれが見る中央銀行とは相当の懸隔があったことは否定できず、時代の制約を感じざるをえない。田口はイングランド銀行を範としていたが、そのとらえ方は一面的に過ぎたとのそしりを免れないであろう。しかし、これを理由にして田口の主張に一顧も与えないのは早計と言わねばなるまい。次節で述べる政府内部における中央銀行設立論議と絡ませて考えると、その主張の歴史的意義がより鮮明になろう。

上述のような田口卯吉の中央銀行論について大内兵衛は、『鼎軒田口卯吉全集』⁽⁶⁾ 第7巻の巻頭に掲げられた「解説」で次のように述べている。

博士に於ては、中央銀行は官立的性質を有せしむべきものに非ずして、寧ろ私設会社をして、一方においては民間の資金を集めしめ、それを以て公債に応じ、以て財政を援けしむべく、他方においては政府は官金を預託してこれを利用せしむべしと言へども、貨幣の発行権はあくまで之を政府より与へられたる特権と見做し、中央銀行をし

てそれに対しては充分の報償を払はしむべしと言ふにあった。即ち博士に於ては中央銀行第一の任務は財政整理にありて、官金を以て民間の事業資金を潤沢ならしむべしと言ふのではない。反対に中央銀行は商業社会に有力なる人々を以て組織せしめ、「その力を利用して民間の資金を集めて財政の用に供せんとするにあつた。それ故に博士は中央銀行をして先づ民間独立の機関たらしむべしとなしたのである。

以上に引用した大内の評論は、田口の意のあるところをよく示している。それは、松方正義によって代表される当時の財政当局の中央銀行に対する考え方とは正反対であった。徹底した自由主義者である田口は、保護主義的な国の経済政策によって経済の発展を図ることに真正面から反対し、金融面においても中央銀行が政府の主導のもとに民間産業の保護育成に乗り出すことをきびしく批判する立場をとった。田口によれば、中央銀行は兌換銀行券制度の確立により価値の安定した通貨を供給するのが主要な任務であるとされ、民間経済界がその地盤の上で自由競争を通じて発展することを彼は期待していた。田口がその主張のなかで、中央銀行の与信業務として対政府貸付の重要性を強調している点については、一見それが放漫な赤字財政を許容する意見であるような誤解を生ずるおそれがないとはいえないが、その構想のなかにある中央銀行は民間の資金によって設立され、政府に対し独立した機関であったことを見逃してはならない。田口が、「日本銀行条例」⁽⁷⁾によって創立される中央銀行に対し「深い杞憂の念を表明し」、また「終生政府並びに日本銀行に対する痛烈な批判者として行動」⁽⁸⁾した根源を知ることができよう。

- (1) 鼎軒田口卯吉全集刊行会編『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、同人社、昭和2年、545~547ページ。
- (2) 同上、1~5ページ。
- (3) 同上、262ページ。
- (4) 前掲『日本銀行制度改革史』59ページ。
- (5) 前掲『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、262~273ページ。
- (6) 大内兵衛「鼎軒田口卯吉全集第七巻」解説（上掲書、第7巻）11~12ページ。
- (7) 前掲『日本銀行制度改革史』163ページ。
- (8) 同上、169ページ。